

伯耆町戦没者追悼式

戦没者のご遺族をはじめ、みなさまご参列ください。

と き 9月2日(金) 10:00~11:30

と ころ 伯耆町農村環境改善センター

送迎バス ・分庁舎から会場まで運行(分庁舎9:30発、会場9:45着)、1便しかありませんので、乗り遅れないように、ご注意ください。
・帰りの便は、式典終了後、分庁舎まで運行

供 物 世話人の方は、受付で供物をお受け取りください。欠席の場合は、後日、伯耆町社会福祉協議会でお受け取りください。

問い合わせ先 福祉課 TEL:0859-68-5534

自衛官候補生(男子)募集

応募資格 18歳以上27歳未満

受付期間 10月3日(月)~11月4日(金)

応募方法 〒680-0845 鳥取県鳥取市富安2丁目89-4
「自衛隊鳥取地方協力本部」へ志願書を提出

試験日 11月12日(土) 予定

その他、各種募集を行っています。

募集内容 防衛大学校学生、防衛医科大学校医学科学生、防衛医科大学校看護学科学生

受付期間 9月5日(月)~9月30日(金)

問い合わせ先 総務課 TEL:0859-68-3111

自衛隊米子地域事務所 TEL:0859-33-2440

第12回伯耆町文化展 作品募集

第12回伯耆町文化展を満口公民館で開催します。皆さんふるってご応募ください。

と き 11月3日(木・祝)~11月5日(土)

と ころ 鬼の館

部 門 日本画・墨彩、洋画・水彩・版画・デザイン、書道、写真、彫刻、工芸

応募資格 伯耆町在住者、伯耆町出身者、伯耆町内勤務者のいずれかで16歳以上の方

応募方法 所定の申込用紙を教育委員会事務局提出(申込用紙は教育委員会事務局、各公民館にあります)

応募締切 10月14日(金)

申込み・問い合わせ先

教育委員会事務局 TEL:0859-62-0712

創業から開業まで分かりやすくサポート 創業スクール受講生募集

全5回のカリキュラムで、実践に使えるマーケティングを学び、販売に強い体質としっかりしたビジネスプランを作成するなど、創業に関する基本知識の習得から開業まで、分かりやすくサポートします。

と き 9月10日~10月8日
毎週土曜【全5回】 10:00~17:00

と ころ 鳥取県西部商工会産業支援センター

内 容 鳥取県商工会連合会ホームページに掲載

受講料 10,800円(税込) ※全5回分、資料代含む

定 員 先着30人

応募締切 9月5日(月)

申込み・問い合わせ先

鳥取県西部商工会産業支援センター

創業スクール係

TEL:0859-37-0085 Eメール:tss-sect@tori-skr.jp

HP:http://www.shokokai.or.jp/31/3100210000/index.htm#sin24701

平成28年秋季農作業 労働標準賃金協定表

この賃金表は、農作業受委託の金額を決める目安になるよう、伯耆町農業委員会で定めたものです。実施に当たっては、これを目安に、当事者同士の話し合いで決定してください。(消費税込み)

作業名	標準協定額	摘 要
一般農作業(男女共)	6,900円	8時間労働痛なし
耕うん	整備田 6,600円	10a当たり
	未整備田 7,200円	
稲	整備田 7,400円	10a当たり
	未整備田 8,400円	
刈	整備田 16,000円	10a当たり
	未整備田 19,100円	
稲脱穀	ハーベスター 8,400円	10a当たり
もみ運搬	6円	1kg当たり
もみ摺り・乾燥	生粉分量に等しく1,000円	摺り上がり玄米30kg当たり

問い合わせ先

伯耆町農業委員会事務局 TEL:0859-62-0715

受給対象者は忘れず申請を

平成28年度臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金

所得の少ない人や年金生活者などで要件を満たす人を対象に、給付金を支給します。受給には申請が必要です。該当者は、担当窓口で期限内に申請をしてください。



平成28年度臨時福祉給付金

臨時福祉給付金は、消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない人に支給します。

対象者

平成28年1月1日に伯耆町に住所があり、平成28年度分の住民税が非課税の方(課税者の被扶養者や生活保護の受給者などを除く)
※「高齢者向け給付金」支給対象者も受給できます。

支給額 1人につき 3,000円

障害・遺族年金受給者向け給付金

障害・遺族年金受給者向け給付金は、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者を支援するために支給します。

対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金などを受給している方(「高齢者向け給付金」受給者を除く)

支給額 1人につき 30,000円

※どちらの要件にも該当する人は、両方の給付金を受給できます。

申請先 住民課、分庁総合窓口課 **申請期間** 9月1日(木)~平成29年3月1日(水)

提出書類 ①申請書(対象と思われる人へ8月下旬に郵送)
②本人確認書類(健康保険証、運転免許証、パスポートの写しなど)
※支給対象者全員分の本人確認書類が必要
※代理申請の場合、代理者の本人確認書類も必要
③振込先通帳の写し(金融機関名・口座番号・口座名義人、名義カナが分かる通帳またはキャッシュカードの写し)
※平成27年度臨時福祉金と同じ振込先を希望する場合は不要

その他 ●DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童などで、他の市区町村から伯耆町へ住民票を移していない人は、伯耆町で申請できる場合があります。ご相談ください。
●給付金を装った振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。

問い合わせ先 住民課 TEL:0859-68-3115

国民年金保険料の免除制度

平成28年度国民年金保険料の1ヶ月分の金額は、16,260円です。国民年金保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください。

免除の種類 ※	保険料(月額)
全額免除	0円
4分の3免除	4,070円
半額免除	8,130円
4分の1免除	12,200円

※50歳未満の方は納付猶予制度があります(平成28年度申請分から、対象年齢を30歳未満から50歳未満に拡大)。※減免基準に該当する人が対象です。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 住民課 TEL:0859-68-3115 米子年金事務所 TEL:0859-34-6111

申請方法 年金手帳・認印を持って、住民課、分庁総合窓口課または年金事務所にお越しください。失業した人の特例がありますので、離職票または雇用保険受給資格者証を合わせてお持ちください。

申請できる期間 過去期間:申請書が受理された月からさかのぼって2年1か月前まで
将来期間:翌年6月まで(1~6月に申請する場合は、その年の6月まで)

その他 ・免除の種類は、本人・配偶者・世帯主の前年所得(1月から6月までに申請する場合は前々年所得)に応じて審査を行い、決定します。
・一部免除の人は、減額後の保険料を納付しないと一部免除が無効になりますので、必ず納付してください。